

柏江第一小学校 P T A
令和 5 年度第 2 版

PTAのしおり



総会や保護者会の資料としてください。



こんにちは！狛江一小PTAです

一小PTAの目指すこと

私たち一小PTAは、一小のすべての子どもたちを応援します。

保護者と先生、地域の方々は、子どもたちの笑顔を守り、成長を願うパートナーです。

一小が子どもたちの学び・成長のためのすばらしい場でありつづけるために連携すること、何か困難があったとしても、信頼し合い、解決・改善に向けて共に取り組むことが大事です。

そのために、知り合うこと、交流すること、協力すること、楽しむこと、その活動がPTAです。

私たちの大切な子どもたちの学校、狛江第一小学校を一緒につくっていきましょう。

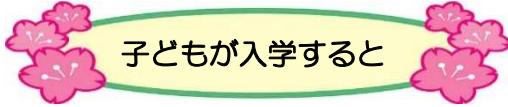
できる人が、できることから、たくさん的人が関わるPTAを目指します。

PTAとは？

Parent Teacher Association の略で
「親と先生の会」です。

目次

こんにちは！狛江一小PTAです	1	学校・地域施設の利用について	7
子どもが入学すると/第1回保護者会で	2	地区班別地図/通学路地図	8
年間行事	3	PTA用語について・PTA保険・個人情報	
委員/役員のおしごと	4	保護保険	10
話し合い、議決の場/サークル活動について	6	狛江第一小学校PTA規約	11
		狛江第一小学校PTA個人情報取扱規約	15
		狛江第一小学校PTA特別会計規定	18



子どもが入学すると

★入学式当日入会申込書が配布されます。

しおりをよくお読みになり、ぜひ入会してください。

★申込書を提出されるとPTA会員になります。

お父さん・お母さん・ご家族・先生も会員です。(一家庭一会員となります)

《所属は》

学校内では「〇年〇組」、学校外では「〇地区の〇班」となります。

*子どもと同じところに保護者も所属します。

《会費は》

会費はPTAの活動費、子どもたちの学校行事・備品・教材・卒業記念品などの費用として使われます。

一家庭につき年額2,000円です。(兄弟姉妹の有無に関わりません)

転入生につきましては、ネームホルダー配布事務の都合等から現金納付とさせていただきます。

(なお、転入生以外の現金納付はお受けできませんのでご承知おきください)

途中転入の場合は、一覧表のとおり、転入月により会費金額が変わります。

また、転校など途中退会の場合は、返金できませんのでご了承ください。

転入月	転入日	会費金額
4月～6月転入	4月1日～6月30日	2,000円
7月～9月転入	7月1日～9月30日	1,500円
10月～12月転入	10月1日～12月31日	1,000円
1月～3月転入	1月1日～3月31日	500円

(泊江第一小学校PTA規約 内規 抜粋)

《ネームホルダーは》

PTA入会後に、保護者用ネームホルダーを配布しております。これは子どもたちを守ること、来校時に保護者であることを明示する目的があります。来校の際は必ずつけてください。配布数は各家庭2枚ずつとなりますので、大切に扱っていただきますようお願いいたします。紛失した場合には実費購入とさせていただきます。

第1回保護者会で



★お父さんのご協力もお願いします！

★委員を選びます。

*学級委員：各クラス2名

*選出委員：3年生のみ各クラス2～3名

*行事協力係（運動会、学習発表会 各数名）は2学期に募集します。



年間行事（日程は学校だより・運営委員会にて）

	学校行事	PTA行事と活動
4月	入学式・始業式 保護者会	各学級より委員の選出 委員全体会
5月	コース別一斉下校	PTA総会
6月		「私たちの困りごと」アンケート
7月	保護者会 終業式	
8月		一小夏休みわくわくデイキャンプ
9月	始業式・引渡訓練 保護者会 開校記念日（25日）	おやじのバレー大会
10月	運動会	運動会協力 P連バレー大会
11月	一小こども祭り	大人と子供のための読み聞かせ
12月	終業式	
1月	始業式	
2月	新1年生保護者会 学習発表会	各委員会まとめ・引き継ぎ準備 「私たちの困りごと」の回答 学習発表会協力
3月	保護者会 卒業式・修了式	
未定		各委員会企画行事 KoKoA 運営委員会企画行事

※行事は年度によって異なります。

- ★運営委員会…定例
- ★各委員会………隨時

委員／役員のおしごと



学級委員会 ※各クラス2名

- 他学級・他学年との情報交換を行い、学級・学年の親睦や一小全体の交流の場を企画・運営しています。
- 保護者から出される意見や運営委員会での議題について検討・協議します。
- 定例委員会に出席します。
- 委員の選出をします。(アンケート集計を行います)

【主な活動例】

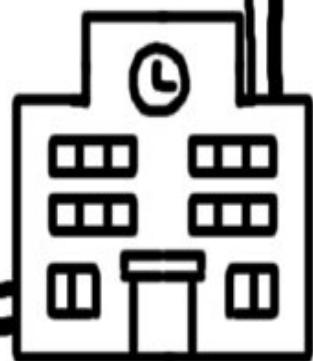
- ★「大人と子供のための読み聞かせの会」(年1回)
- ★鍵盤ハーモニカのリサイクル(6年生卒業時)
- ★学級委員会だよりの発行(年1回)
- ★学校行事に応じて協力

地区委員会 ※2学期から選出活動を開始し、12月頃、各地区より選出されます

- 子どもの活動の場は「家庭」「学校」そして「地域」です。
- 子どもたちが安心して楽しく学校に通えるよう、保護者・先生・地域の方々と協力しながら、子どもを見守るネットワークをつくります。
- それぞれの立場で、様々な視点からのご意見をいただき、活動を充実させていきます。

【主な活動例】

- ★交通安全立ち番
- ★通学路危険箇所の点検
- ★こどもかけこみ110番





選出委員 ※3年生各クラスより2~3名

- 来年度の役員候補者を選出します。(アンケート集計等を行います)
役員候補者は1年生から5年生までが対象です。
- 選出された候補者の通知・信任、来年度役員の発表までを行います。
選出委員の活動は、PTA会員皆さまのご理解、ご協力が必要です。
よろしくお願ひします。
- 必要に応じて、6月～10月の運営委員会に出席します。

選出委員は、

- ★委員会には所属しません。
- ★選出委員も役員候補者になります。
- ★役員選出の責任は運営委員会にあります。

役員 ※2年生から6年生まで構成

- 一小PTAの代表窓口となり、PTA全般のまとめ役をします。
- また、[学校↔保護者][地域↔PTA][他校PTA↔一小PTA]のパイプ役を務めます。

役員構成		
	保護者より 【P】	教職員より【T】
会長	1名	
副会長	3~4名	副校长
書記	3~4名	1名
会計	3~4名	1名

【主な仕事】

- ★役員会／運営委員会の開催
- ★PTA総会の開催
- ★PTA会費の管理
- ★外部団体との連絡
- ★学校内外行事の出席 など

会計監査員 ※役員(会計)経験者2名

泊江一小PTA役員会計経験者が務めます。
その年度の監査をし、来年度総会で報告します。

話し合い、議決の場

PTA総会

全会員が直接参加できる一小PTAの最高議決機関です。1家庭1票の議決権があります。

*開催は年1回、5月を予定しています。

運営委員会

メンバー：会長・校長・副校長・役員・各委員代表

各委員会の代表で構成された、いろいろなことを検討し決める会です。

PTA活動全般の検討をするため、学校全体のことが見える場となっています。

6月～10月は、選出委員も出席します。

議決権はありませんが、PTA会員は見学できます。会の内容に興味のある方は、ぜひご参加ください！

役員会

メンバー：会長・役員

PTA全体、運営委員会の打ち合わせなどを行います。

サークル活動について

泊江一小では、会員相互の親睦をはかる目的でサークル活動をしています。参加は自由です。

★後日、各サークルの案内と入会募集のお知らせをします。

★問い合わせは、各サークルの窓口へお願いします。

★PTA主催・共催による行事参加中のケガは、基本的にはPTA保険が適用されます。

※詳細は各サークル会計担当者、または役員会計までお問い合わせください。

～活動を通じてPTA会員の親睦をはかっています～

バレーボールサークル

「一小ファースト」

主な活動場所：一小体育館



おやじのバレーボールサークル

「一小ローション」

主な活動場所：一小体育館

子どものサッカーサークル

「1FC（一小フットボールクラブ）」

主な活動場所：一小校庭



一小の子どもたちを応援するイベント・交流グループ

「一小いっしょの会」

主な活動場所：一小校内 等

学校・地域施設の利用について

親睦会、委員会、打ち合わせ等に利用できます。

〈学 校 内〉

場 所	予 約 方 法	設 備・その他の
PTA室 (3F)	会議で利用する場合は日時を、担当副会長へ相談・連絡	少人数の会合に利用できます 各委員会用として、パソコン・コピー機・委員会資料・事務用品が利用できます
体 育 館 特別教室 (音楽室以外)	副校長先生に学校側の予定を確認し調整	委員会活動等に利用できます
特別教室 (音楽室)	① 副校長先生に学校側の予定を確認 ② 市役所3F 社会教育課へ連絡	土曜・日曜・祝日の利用ができます

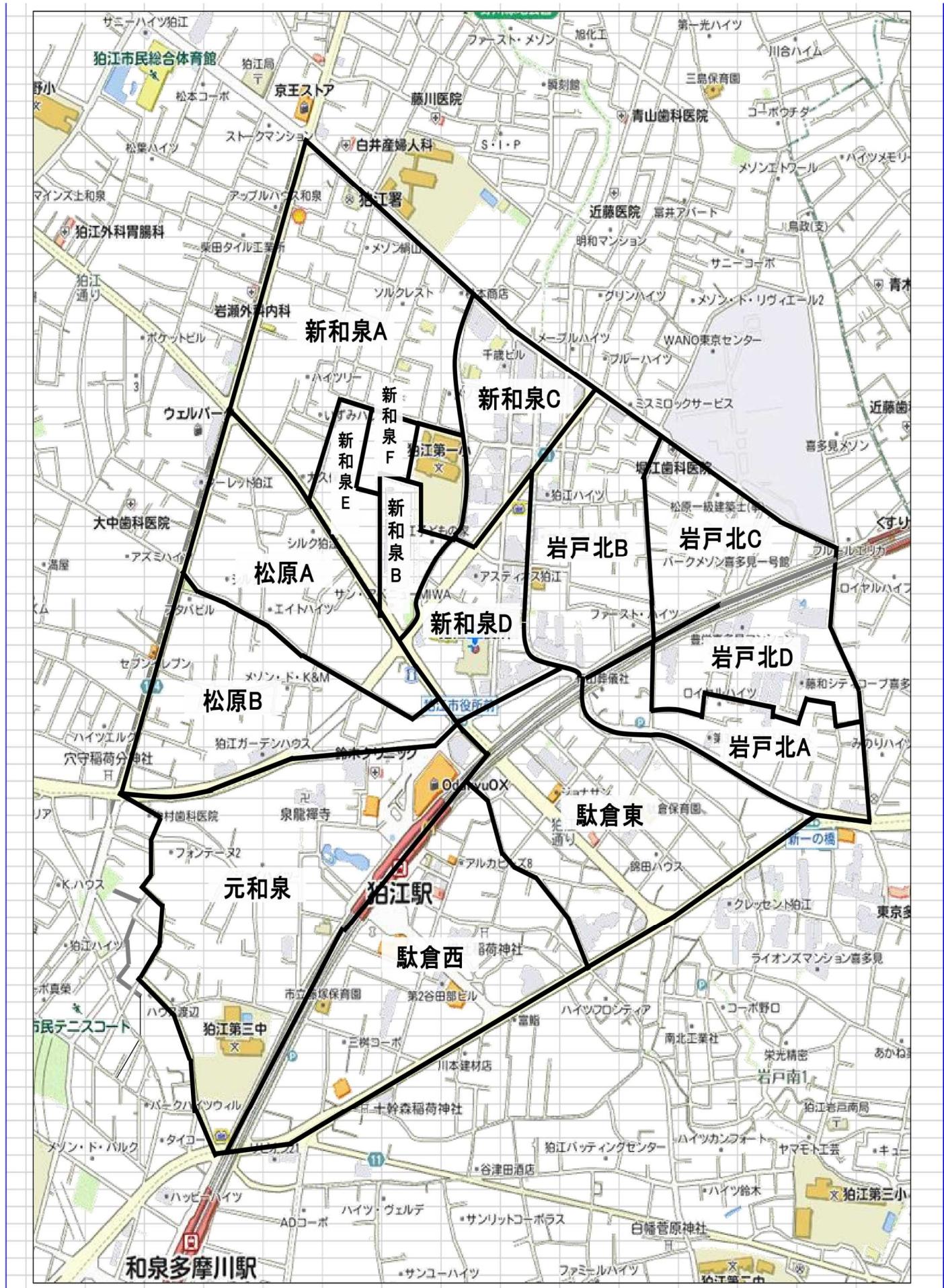
- * 後片付け、戸締まり、コンセントのチェックをしましょう。
- * 子どもたちの教育の場ですので、食べ物のゴミは持ち帰りましょう。
- * それ以外の教室は副校長先生にご確認ください。

〈地 域〉

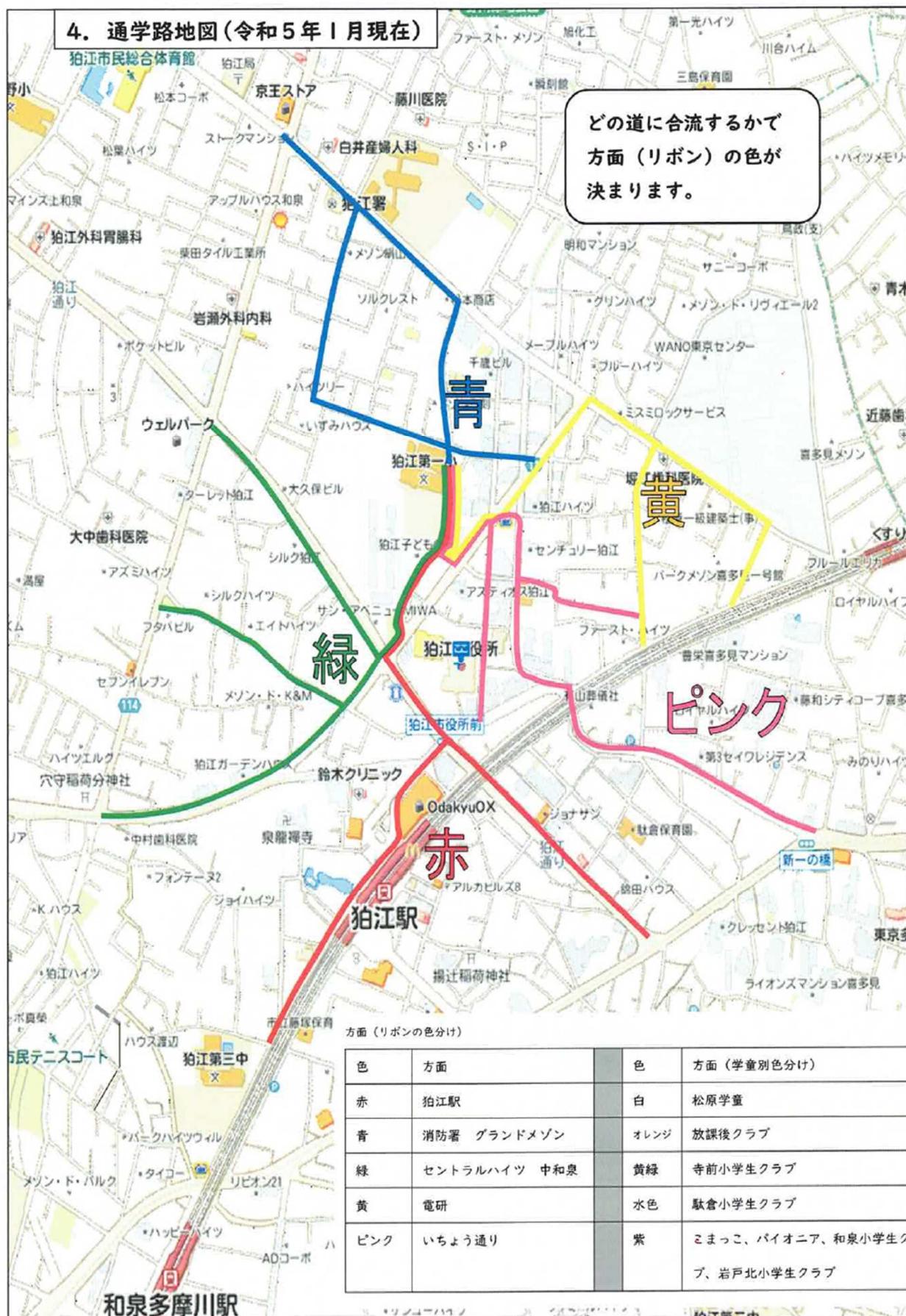
『狛江第一小学校PTA』で「こまえICカード」の団体登録をしています。
役員にてICカードの管理をしていますので、利用を希望する団体は役員にお尋ねください。

名 称	住 所	電 話
中央公民館	和泉本町1-1-5	03(3488)4411
西河原公民館	元和泉2-35-1	03(3480)3201
市民総合体育館	和泉本町3-25-1	03(3430)1141
市民グランド	和泉本町2-15-2	

地区班別地図（令和5年3月現在）



通学路地図（令和5年1月現在）

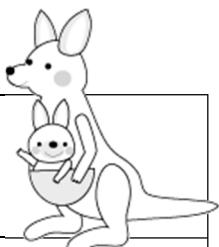


PTA用語について

P連	狛江市立学校PTA連合会（P連） *市内小学校6校・中学校4校で組織されています。 *PTA間の情報交換・共通の問題点の解決のための活動をしています。 *主な活動：P連バレーボール大会、私たちの困りごと作成と提出、 こどもかけこみ110番の運営、定例役員会・副会長会の開催、 狛江市の子どもに関する各種事業協力、教育・交通・給食など関連委員会参 加。 *P連事務局は当番校に置かれ、持ち回りになっています。
私たちの困りごと	各学校での子どもたちの教育環境整備、安心安全の確保、教育活動の充実に関して、市長および教育委員会に要望を提出し、予算の確保や事業実施、課題の改善解決に向けた協議を依頼しています。

PTA保険

PTA行事総合補償制度



補償対象者	児童、会員（保護者・先生） PTA会員の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方（ボランティア等）
利用保険会社	三井住友海上火災保険
保険代支払い	会費より支払われます。
傷害保険	PTAが主催・共催による行事参加中（自宅と行事会場との往復途上を含む）の傷害事故が対象。 例）PTAサークル活動、学級親睦会、委員会活動 etc. <対象外事故> 故意による傷害・自殺、闘争行為による傷害・脳疾患（日射病等含む）・心神喪失による傷害・天災による傷害
賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> PTA役員や責任者のミスにより、第三者の身体、財物に損害、法律上の損害賠償責任を負った場合。 第三者から借用していたスポーツ用具等を損壊、損害賠償責任を負った場合。 <対象外事故> 故意による事故・自動車、飲食物、天災による事故
事故が起きた場合	各委員を通して役員の会計まで、ご連絡願います。

個人情報保護保険

個人情報保護法が2017年5月30日に改正となっており、PTAも個人情報取扱事業者に該当します。

そのため、PTAとして活動するにあたり、個人情報保護法を遵守しながら、PTA会員等の個人情報を取得、利用、管理する必要があり、そのリスクに対応するために、本年度より情報漏えい保険に加入しております。

PTA役員一同、会員の皆様よりお預かりする個人情報には細心の注意を払い取り扱いをいたしますが、リスクを鑑みての保険についてのご理解の程よろしくお願ひいたします。

狛江第一小学校 P T A 規約

第1章 名称

第1条 この会は狛江第一小学校 P T A といい、狛江第一小学校内に事務所を置く。
(所在地：狛江市和泉本町 1-37-1)

第2章 目的

第2条 1. 保護者と教職員の理解と協力によって児童の健全な育成にあたる。
2. この会の活動を通じ、会員相互の向上を目指す生涯学習の場とする。
3. 学校・家庭・地域における児童を取り巻く教育的環境を整える。
4. 伝統を重んじるとともに会員の意欲的活動を育む。

第3章 方針

第3条 この会の目的を達成するため次の方針で運営される。
1. 学級・地区での会員相互の理解と親睦を深め、温かい人間関係をつくるようつとめる。
2. 会員の総意により自主的・民主的に運営される。
3. 教育ならびに福祉のために活動する他の諸団体や機関と協力する。
また地域との連携を深めるようつとめる。
4. 特定の政党や宗教を支持しない。
5. 会の目的に関係のない営利だけを目的とするような活動はしない。
6. この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
7. この会は、自主独立のもので他からの支配・統制・干渉を受けない。

第4章 会員

第4条 会員はすべて平等の権利と義務を持つ。
1. 保護者会員
本校に在籍する児童の保護者。ただし一家庭一会員とみなす。
2. 教職員会員
本校に勤務する教職員。

第5章 会計

第5条 この会の経費は会費、その他の収入によって支出される。

第6条 会費
1. 会費は年額 2,000 円を基本額とする。ただし年度ごとの収支状況によって、若干の減額または増額を行うことができる。
2. 会費の減額および増額は、運営委員会で検討し総会の承認を得る。
3. 途中入会の金額は内規で定めるものとする。途中退会の場合は返納しない。
4. 会費は事情により役員会に申し出があれば免除することができる。

第7条 この会の経理は総会で認められた予算にもとづき行われる。

また、決算は会計監査を経て総会に報告し承認を得る。

第8条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 学級活動と地区活動

第9条	会員は学級と地区班に所属する。 学級・地区班はこの会の活動の基盤として、児童の健全な育成につとめるとともに、会員相互の親睦と会の運営に関し全会員の意見交換・調整をはかる大切な場である。				
第10条	<p>学級活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学級活動を円滑に進めるため各学級では学級委員、選出委員を選出する。 2. 各委員の構成 <table border="0"> <tr> <td>学級委員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>選出委員</td> <td>2～3名（第3学年のみ）</td> </tr> </table> 3. 学級委員は学級委員会に所属し、活動をする。 ただし、選出委員は委員会に所属しない。（選出委員会は設置しない。） 4. 学級委員は学級活動のために、構成員同士協力するとともに担任と充分連絡をとっていく。 	学級委員	2名	選出委員	2～3名（第3学年のみ）
学級委員	2名				
選出委員	2～3名（第3学年のみ）				
第11条	<p>地区活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地区班の緊密な連絡と地区活動を円滑に進めるために、地区委員を選出する。 2. 地区委員で構成された会を地区委員会といい、担当教職員と充分連絡をとって活動にあたる。 				

第7章 委員会と臨時委員会

第12条	この会の目的にそった活動を実行するために次の委員会を置く。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 学級委員会 会員相互の親睦を通し、会員間の理解と協力を高める。 2. 地区委員会 地域に関する仕事を担当する。 児童の校外生活の向上と安全につとめ、また児童および会員の親睦をはかる。
第13条	<p>委員会の構成と活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各委員会は各学級より選出された委員と各委員会担当教職員とによって構成する。 ただし地区委員は各地区より選出される。 2. 各委員会は委員代表3名程度を選出する。 3. 各委員会での年間活動計画以外の計画は運営委員会の承認を得るものとする。 4. 委員は臨時委員以外の他の委員を兼任できない。
第14条	<p>臨時委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運営委員会は必要に応じて臨時委員会または臨時員を設置できる。 2. 委員会の構成、活動内容に関しては運営委員会で検討する。 3. その任務を終えると同時に解散する。

第8章 総会

第15条	総会は全会員をもって構成される。この会の最高議決機関である。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 総会の日時・場所・議題は5日前までに会員に通知する。 2. 総会の成立定数は会員の5分の1とし、委任状を認める。 3. 議長は副会長が担う。 4. 議決は出席会員の過半数の同意を必要とする。
第16条	定期総会は年1回で年度始めに開かれ、次のことが審議される。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 前年度活動報告 2. 前年度決算報告の承認 3. 新年度活動計画および予算の審議・承認 4. その他重要事項の審議・承認・報告
第17条	臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があった場合に開くことができる。

第9章 運営委員会

第18条	運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、また会員の意見が各代表を通じて直接提案できる場である。
第19条	運営委員会の運営と構成

1. 運営委員会の成立定数は構成員の2分の1とする。
2. 臨時運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があった場合に開くことができる。
3. 運営委員会の構成は各委員代表・役員・校長・各PTA担当教職員で構成される。
4. 各構成員の議決権は次による。
 各委員会・・・1票
 会長・・・1票
 副会長・・・1票
 書記・・・1票
 会計・・・1票 ※役員は役職ごとに1票
 校長及び各PTA担当教職員・・・1票

5. 議決には議決権を持つ出席構成員の3分の2以上の同意を必要とする。

第20条

運営委員会の役割

1. 総会に提出する議案作成
2. 総会の承認事項を処理し、年度予算の健全な運営につとめる。
3. 学級会、各委員会、および学校との相互の連絡につとめる。
4. その他、この会の運営に必要な事項について審議し、処理する。

第21条

構成員以外の会員は運営委員会に任意出席して意見を述べることができるが、議決権はもたない。

第10章 役員と会計監査員

第22条

役員の構成と役員一覧

会長	1名
副会長	4～5名（保護者3～4名、副校长）
書記	4～5名（保護者3～4名、教職員1名）
会計	4～5名（保護者3～4名、教職員1名）

1. 当該年度の役員一覧表の作成については、役員任期の4月1日以降作成することとする。
 なお、役員一覧は別表Iの定めるところによる。
2. 狛江市立学校PTA連合会事務局（PTA連事務局）や周年行事等、

特別な活動が発生する年は運営委員会の了承のもと、役員を増員できるものとする。

第23条

役員の任期は4月1日からの1年間とする。ただし会の円滑な運営のため次年度総会までは次年度役員に充分な協力をする。また臨時委員以外の兼任はできない。

第24条

1. この会の全体の運営を円滑に進めるための協議調整の中心的存在となるとともに、外部団体との窓口となる。
2. 総会・運営委員会・役員会などの議事日程を立案する。
3. 会長はこの会を代表し会務を総括し、総会・運営委員会・役員会を招集する。
4. 副会長は会長を助け、会長不在のときは代理をつとめる。
5. 書記は各会議の通知をし、議事を記録・保管する。
6. 会計はこの会の会計事務を処理する。
7. 校長・役員は各会議・会合に出席し意見を述べることができる。

第25条

会計監査員は会計経験の保護者より2名、教職員より1名があたる。

1. 監査員はその年度の経理を監査しその結果を総会に報告する。
2. 監査員の任期は役員に準ずる。
3. 監査員は役員および各委員になることができない。

第11章 役員の選出

第26条

役員候補者選出には選出委員があたり、選出された候補者の信任に関することと、次年度役員の発表までを行う。

第27条

選出委員の構成と活動

1. 第3学年より各学級2～3名ずつで構成される。
2. 選出活動は第3学年全員の事として、選出委員に協力する。
3. 選出委員は役員候補者選出のいっさいの権限を委任されている。
また、選出にかかわる全責任は運営委員会にある。
4. 必要な場合は役員と連携して進める。
5. 選出委員であっても候補者になることができる。
6. 選出された候補者の通知を兼ねた信任票を配布し、全会員の過半数の信任を得て決定する。
7. 年度内に次年度役員と会計監査の発表をする。
8. 次年度総会にて役員と会計監査の紹介をもって活動を終了する。

第28条

役員候補者

1. 役員選出は基本的には学年選出である。
2. 全学年からの立候補、推薦もできる。
3. 役員・委員代表経験者は兄弟を含む1家庭における役員および委員代表・(地区委員を除く)委員を断ることができる。
ただし本人が了承した場合は再選ができる。

第12章 役員会

第29条

役員会の役割

1. 役員会はこの会の全体の円滑な活動のための事前検討と準備にあたる。
2. 緊急事項の処理にあたる。
3. 必要に応じて校長とともにPTA活動の調整や学校理解につとめる。

第13章 個人情報の取り扱い

第30条

この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理および開示については、「個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

第14章 雜則

第31条

この会の規約の改正は5日前にその内容を会員に通知し、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第32条

事務所には会員名簿・会計簿・領収書とじ・議事録を備える。

第33条

規約を達成するために内規を定めることができる。内規の改廃は運営委員会の議決による。

第34条

会員は必要のある場合はいつでも関係帳簿を閲覧できる。

第35条

役員・委員の欠員に関しては運営委員会で検討しその対応にあたる。補充された場合の任期は前任者の残任期間とする。

第36条

サークルは会員10名以上の要望があれば、運営委員会で検討し承認を得ることにより、活動することができる。

第37条

PTA全体にかかわる有志活動はこの会の目的に沿った内容で有志数名以上の要望があれば、運営委員会で検討し承認を得ることにより、活動することができる。

第38条

この規約の前身となる規約は事務所に保管され閲覧できる。

第39条

特別会計は、別に定めるところによる。

第15章 付則

第40条

この規約は2022年5月7日より施行される。

この会は1960年10月1日に設立された。

泊江第一小学校 P T A 個人情報取扱規約

(目的)

第1条 泊江第一小学校 P T A (以下、「この会」という) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真およびその他の個人情報データベース (以下、「個人情報データベース」という) の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 この会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 この会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 この会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員代表・委員長・各委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 この会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や運営委員会だより、ミマモルメ配信、学校 H P 保護者限定ページ等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 1 P T A 会費の集金業務、管理業務
- 2 その他の文書の送付
- 3 役員・会計監査・会員・各種委員代表等の名簿の作成
- 4 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- 5 広報誌、P T A だより、P T A ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 この会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者または複数の取扱者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れ

るなど適切な状態で保管することとする。また、基本的に持ち出す情報は氏名・住所・メールアドレス・電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項に限定する。それ以外の情報を持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- 3 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 この会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報の開示)

第15条 この会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿って、これに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

第17条 この会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規約を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

(付則)

第19条 この規約は2022年5月7日より施行される。

別表 I

泊江第一小学校 P T A 役員一覧

役職名	氏　名
会　長	
副会長	
書　記	
会　計	

住　所
会長名
印

泊江第一小学校 P T A 特別会計規定

- 第1条 泊江第一小学校 P T A 規約第38条により、この会が行う特別会計については、この規約の定めるところによる。
- 第2条 特別会計の積立金の項目は次の各号による。
(1) 周年行事費
(2) 事務機器費
(3) 防災対策費
- 第3条 特別会計への支出は、予算に基づき一般会計支出の部、積立金から行うものとする。
- 第4条 積立金の金額は、総会で認められた予算に基づき決定する。
また、決算は会計監査を経て総会に報告し承認を得る。
- 第5条 この会の特別会計規定の経理状況を明らかにするために規約第31条により、帳簿類及び関係証拠書類を備えなければならない。
(1) 通帳類
(2) 金銭出納簿
(3) 収支証拠書類
- 第6条 事務所においては、次の事務を担う。
(1) 特別会計に関すること。
(2) 会務運営上必要な資料及び情報の収集に関すること。
(3) 委員会及び会員等の連絡に関すること。
- 第7条 事務所の所在地及び役員構成は、P T A 規約第1条及び第22条の定めるところによる。

泊江第一小学校 P T A 規約 内規

転入生 会費一覧表

転入月	転入日	会費金額
4～6月転入	4月1日～6月30日	2,000円
7～9月転入	7月1日～9月30日	1,500円
10～12月転入	10月1日～12月31日	1,000円
1～3月転入	1月1日～3月31日	500円

※途中入会の会費金額については内規で定め、現在、四半期によるものとしています。

年　組	会員名	
年　組		地区
年　組		班